平成２３年（フ）第６１７号
静岡県焼津市大覚寺1021、住民票上の住所静岡市駿河区大谷3048番地の２
債務者　來迎　道代
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０５号
熊本市新外４丁目３番35号
債務者　原田　真伸
１　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福西　武夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１６号
北海道千歳市大和２丁目２番１号
債務者　田村　智之
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９９号
札幌市東区北41条東５丁目２番36―201号
債務者　笹川　厚子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２０号
熊本市上水前寺２丁目７番４号
債務者　片山　直美
１　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　悟士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4280番地
債務者　後藤智美子
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西田　隆二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６０号
熊本市小山２丁目１番６号
債務者　吉川　知宏
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５７号
茨城県水戸市天王町３番22号
債務者　皆川　和久
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　敏博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５９号
茨城県水戸市天王町３番22号
債務者　皆川みつ江
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　敏博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６７号
埼玉県草加市谷塚上町107番地９　ニューハイツ102号
債務者　藤原　京子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５３１３号
大阪府箕面市新稲１丁目３番６―174号
債務者　須澤　政子
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９６号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番４―503号、前住所大阪市東住吉区住道矢田５丁目６番30―603号
債務者　柿谷　修一
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２７号
大阪府守口市八雲北町３丁目10番19―408号
債務者　雲田こと　李　二三夫
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５８号
大阪市東淀川区上新庄３丁目10番５号
債務者　西村　高行
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３１号
大阪府吹田市岸部北５丁目32番10号コーポ糠谷306号、住民票上の住所大阪府吹田市岸部北２丁目11番４号
債務者　西島　千夏
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４０号
大阪市平野区平野元町４番７―1005号
債務者　岩本雅由こと　李　雅由
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７０号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目18番10号
債務者　若葉屋こと　湯川　久男
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部